

器 47 注射針及び穿刺針  
一般医療機器 再使用可能な注射用針 30890000

## MR 注射針

## 【警告】

本品は未滅菌である。必ず適切な方法で滅菌してから使用すること。【保守・点検に係る事項】の項参照

## 【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次加工(改造)することは、折損等の原因となるので絶対に行わないこと。

## 【形状、構造及び原理等】

概要：注射用の針

原理：皮膚に貫通させて液体の注入又は除去をする。

## 【使用目的又は効果】

皮膚に貫通させて液体の注入又は除去に用いる。

## 【使用方法等】

- (1) 使用前に必ず洗浄・滅菌する。
- (2) 皮膚、又は組織に貫通させて液体の注入又は除去をする。

## 【使用上の注意】

- (1) 使用前に必ず高圧蒸気滅菌を行い、滅菌されていることを確認してから使用すること。
- (2) 使用前に、汚れ、傷、曲がり、歯の損傷、可動部の動き等に異常がないか点検をすること。
- (3) 使用目的(手術・処置等の医療行為)以外の目的で使しないこと。また、折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力(応力)を加えないこと。
- (4) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- (5) 以下のような有害事象が発現した場合は、直ちに適切な処置を行うこと。
  - ・不適切な取扱い、使用方法により、血管、神経、軟部組織若しくは筋肉の損傷
  - ・感染症

## 【保管方法及び有効期間等】

- (1) 高温・多湿・直射日光及び水濡れを避けて保管すること。院内での移動保管に際しては本体に衝撃が掛からないよう取扱いに注意すること。
- (2) 貯蔵・保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- (3) 滅菌済のものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。

## 【保守・点検に係る事項】

- (1) 洗浄装置(超音波洗浄装置、ウォッシャー・ディスポインフェクタ等)で洗浄するときは、先端部同士が接触して損傷することがないよう注意をすること。
- (2) 洗剤の残留がないよう十分にすすぎをすること。  
仕上げる際には、浄化水(濾過、蒸留、脱イオン化等)を用いることを推奨する。
- (3) 洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥させること。

- (4) 洗浄剤、消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、下記の成分が入っていないことを確認後使用すること。

- ・酸 (< pH 5)
  - ・アルカリ (> pH 10)
  - ・有機溶媒
  - ・ベンジン、フェノール、アモニア
  - ・ハロゲン、ハロゲン化炭化水素、塩化ナトリウム(高濃度)
  - ・酸化剤(過酸化物、次亜塩素酸塩等)
- 金属たわし、クレンザー(磨き粉)等は、器械の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。

- (5) 本品は下記の方法で滅菌を行う。

高圧蒸気滅菌：重力置換方法またはプレバキューム方法。

・プレバキューム：135℃で7分以上

・重力置換：121℃で9分以上

本品の高圧蒸気滅菌方法としては、プレバキューム方法を推奨する。プレバキューム方法が利用できない場合のみ、重力置換方法を使用すること。

滅菌時及び洗浄時の温度は138℃を超えないこと。

## 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

株式会社リアクトシステム

電話：06-6586-9344